第十三条　港湾労働法の一部を次のように改正する。

第二十三条中「、第四十条の六」を「、第四十条の九」に改め、同条の表第三十六条第六号の項の次に次のように加える。

第四十条の六第一項第一号	同条第一項各号	同条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。）、第二号又は第三号

第二十三条の表第四十一条第一号イの項中「第四十一条第一号イ」を「第四十条の六第一項第四号及び第四十一条第一号イ」に改め、同表第四十九条の二第一項の項中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改める。

（職業安定法等の一部改正）

第十四条　次に掲げる法律の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

一　職業安定法第四条第六項

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第一項第二号ヘ及びヲ

三　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十五第二項

四　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の五の表

五　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第十三条

六　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の六十七の項

七　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第八条第一項

八　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第二十号の十一

九　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）別表第三十八号

十　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第一項

十一　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第一項第四号

十二　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）別表第四十八号

十三　公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第二条第一項第二号

十四　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第四十五条第五号

十五　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第五項

（登録免許税法の一部改正）

第十五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（届出が有料職業紹介事業の許可とみなされる場合の当該届出の取扱い）

第三十四条の二　別表第一第八十一号の規定により職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項（有料職業紹介事業の許可）の有料の職業紹介事業の許可とみなされる高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十二条第二項（業務等）の規定による届出については、これを当該許可に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

別表第一第八十一号中

八十一　有料職業紹介事業若しくは一般労働者派遣事業の許可、港湾労働者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若しくは建設業務労働者就業機会確保事業の許可

を

八十一　有料職業紹介事業若しくは一般労働者派遣事業の許可、港湾労働者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若しくは建設業務労働者就業機会確保事業の許可
（注）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項（業務等）の規定による届出が同条第三項の規定により職業安定法第三十条第一項（有料職業紹介事業の許可）の規定による許可とみなされる場合における当該届出は、有料の職業紹介事業の許可とみなす。

に改め、同号㈠中「（昭和二十二年法律第百四十一号）」及び「（有料職業紹介事業の許可）」を削り、同号㈡中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百十六号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十四年四月十三日」を「平成二十五年四月十三日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　枝野　幸男
内閣総理大臣　野田　佳彦